

令和5年度 第3回 綾部市地域公共交通活性化協議会

次 第

日 時 令和6年2月20日（火）
午前10時00分から
場 所 綾部市ものづくり交流館
多目的ホール

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 事

第1号議案

於与岐みせんバス（交通空白地有償運送）の更新について P1～

第2号議案

公共交通事業者の人材不足解消のための補助金制度の創設について

- ・綾部市公共交通人材確保補助金 P24
- ・綾部市受験資格特例教習補助金

4 報告事項

綾部市地域公共交通計画の具体的な施策の進捗報告について P25～

5 閉 会

令和5年度 綾部市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略)

	所属	職名	氏名	備考
1	綾部市	市長	山崎善也	会長
2	綾部市自治会連合会	会長	高倉正明	副会長
3	京都大学大学院工学研究科	准教授	松中亮治	副会長
4	綾部市老人クラブ連合会	会長	辻井邦夫	
5	綾部市身体障害者協会	会長	斎藤信吾	
6	綾女ねっと	会長	松本幸子	監事
7	日本交通株式会社	取締役兼福知山・綾部営業 所長 京都北部地域担当	川本康博	
8	株式会社関西丸和ロジスティクス	運行システム事業 本部長	竹本浩二	代理出席 課長 四方昌人
9	日本交通労働組合綾部支部	支部長	山崎均	欠席
10	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社	副支社長	野口明	代理出席 課長代理 岡田勝
11	特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	理事長	玉川弘信	
12	特定非営利活動法人於与岐みせん	理事長	上野司	欠席
13	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	稲留健一郎	
14	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長	犬丸潤	欠席
15	京都府中丹東土木事務所	所長	細井浩一	欠席
16	京都府綾部警察署	署長	中田勝康	代理出席 交通課長 渡邊徹
17	綾部商工会議所	会頭	材木正己	監事 代理出席 専務理事 山崎栄市
18	綾部市社会福祉協議会	会長	大石浩明	
19	一般社団法人 京都府北部地域連携 都市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	平野正明	欠席
20	あやべボランティア総合センター	運営委員長	葛目光男	
21	京都府中丹広域振興局	局長	高屋奈尾子	代理出席 係長 高屋竜児
22	綾部市	市民環境部長	上原季司	

【事務局】

1	綾部市市民環境部市民協働課	課長	浅尾則夫	
2	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	課長補佐	田中恵美	
3	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	主任	横山成之	

第3回 綾部市地域公共交通活性化協議会 配席図

スクリーン

スピーカー

議長席

綾女ねっと 松本委員	綾部市老人クラブ連合会 辻井委員	綾部市自治会連合会 高倉副会長	山崎会長	京都大学大学院工学研究科 松中副会長	綾部市身体障害者協会 斎藤委員	日本交通株式会社 川本委員	綾部警察署 中田委員
関西丸和 ジステイクス 竹本委員	西日本旅客鉄道 株式会社 野口委員	あやべ福祉 フロンティア 玉川委員	近畿 京都運輸局 稲留委員	綾部商工会議所 材木委員	社会福祉協議会 大石委員	あやべボランティア 総合センター 葛目委員	

京都府中丹広域振興局 高屋委員	上原委員	事務局長 浅尾	事務局 田中	事務局 横山
--------------------	------	------------	-----------	-----------

随行者席	記者席	記者席	傍聴席
------	-----	-----	-----

令和6年3月3日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人於与岐みせん
 住 所 京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地
 代表者の氏名 上野 司

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 特定非営利活動法人於与岐みせん
 住 所 京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地
 代表者の氏名 上野 司

2. 登録番号

近京過第7号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
綾部市内	綾部市（於与岐町区内・施福寺地区内～綾部市街地）

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
於与岐みせんバス	京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有 区分	バ ス	普通自動車	合 計
於与岐みせんバス	保有	0	1	1
	持込	0	1	1
	合計	0	2	2

7. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民、地域への来訪者

8. 対価の額

別紙「時刻表」記載の「区間別運賃」

9. (該当せず)

10. 添付書類

- (1) 定款、登記事項証明書、役員名簿（定款の備考参照）
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類（宣誓書）
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
 - ・使用貸借契約書1通
 - ・車検証写し2通（当法人所有者分含む）
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
 - ・運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿
 - ・運転免許証写し（5人分一覧）
 - ・運転者講習修了証写し（4人分）
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
 - ・運転管理責任者就任承諾書
 - ・運行管理の体制等を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
 - ・運行管理体制等を記載した書類……（7）に一括記載
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
 - ・事故等緊急連絡体制
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類（任意保険共済証書の写し2通）
 - ・当法人所有車1通
 - ・持込車1通

※登録証原本 返却

※旅客名簿（令和3年更新から不要）

特定非営利活動法人「於与岐みせん」定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人於与岐みせんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、過疎化・高齢化のすすむ中、公共交通機関から離隔して生活上の不便にある住民に対して、その経済的負担を軽減しながら、健康増進をはじめとする市民生活上の便益の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①道路運送法の規定に基づく交通空白地有償運送事業等
 - ②心の豊かなまちづくり推進及び文化・スポーツ等の振興のための事業
 - ③災害時等に備える事業
 - ④子どもの健全育成活動を支援する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の条件は特に定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、埋田を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可合同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したもののみならず。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11

条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、埋学会の議決を経て、埋会長がこれを定める。

附則1

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
正会員 入会金 0円 年会費 6,000円
- 5 平成30年4月21日、第55条改正。
- 6 令和4年4月、第5条、第3条改正。(書面表決)

附則 2 (役員関係)

・この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 上野 司
 副理事長 野瀬井石夫
 副理事長 滝花 利朗
 理事 相根 稔
 理事 吉田 太
 理事 吉崎 尚之
 理事 綱師 守
 理事 高野 勝
 理事 吉崎 進
 監事 吉崎 重義
 監事 坂田 幸治

・平成24年4月21日定例総会にて役員変更。

変更事由	役職名	氏名	変更年月日
再任	理事	上野 司	平成24年4月21日
再任	理事	野瀬井石夫	〃
再任	理事	滝花 利朗	〃
再任	理事	吉田 太	〃
再任	理事	綱師 守	〃
再任	理事	吉崎 進	〃
新任	理事	吉田 清高	〃
新任	理事	吉田 薫	〃
新任	理事	辻井 均	〃
新任	監事	吉崎 正光	〃
新任	監事	山本 大輔	〃
任期満了	理事	相根 稔	〃
任期満了	理事	吉崎 尚之	〃
任期満了	理事	高野 勝	〃
任期満了	監事	坂田 幸治	〃
任期満了	監事	吉崎 重義	〃

・平成26年4月19日定例総会にて役員再任。

変更事由	役職名	氏名	変更年月日
再任	理事	上野 司	平成26年4月19日
再任	理事	野瀬井石夫	〃
再任	理事	滝花 利朗	〃

再任	理事	吉田 太	〃
再任	理事	鍋師 守	〃
再任	理事	吉崎 進	〃
再任	理事	吉田 清高	〃
再任	理事	吉田 薫	〃
再任	理事	辻井 均	〃
再任	監事	吉崎 正光	〃
再任	監事	山本 大輔	〃

・平成28年4月16日定例総会にて役員再任。

変更事由	役職名	氏 名	変更年月日
再任	理事	上野 司	平成28年4月16日
再任	理事	野瀬井石夫	〃
再任	理事	滝花 利朗	〃
再任	理事	吉田 太	〃
再任	理事	鍋師 守	〃
再任	理事	吉崎 進	〃
再任	理事	吉田 清高	〃
再任	理事	吉田 薫	〃
再任	理事	辻井 均	〃
再任	監事	吉崎 正光	〃
再任	監事	山本 大輔	〃

・平成30年4月16日定例総会にて役員再任。

変更事由	役職名	氏 名	変更年月日
再任	理事	上野 司	平成30年4月21日
再任	理事	野瀬井石夫	〃
再任	理事	滝花 利朗	〃
再任	理事	吉田 太	〃
再任	理事	鍋師 守	〃
再任	理事	吉崎 進	〃
再任	理事	吉田 清高	〃
再任	理事	吉田 薫	〃
新任	理事	辻井 邦夫	〃
再任	監事	吉崎 正光	〃
再任	監事	山本 大輔	〃

・令和2年4月19日定例総会にて役員再任。

変更事由	役職名	氏名	変更年月日
再任	理事	上野 司	令和2年4月19日
再任	理事	滝花 利朗	〃
再任	理事	吉田 太	〃
再任	理事	鍋師 守	〃
再任	理事	辻井 邦夫	〃
新任	理事	吉崎 恭一	〃
新任	理事	坂田 幸治	〃
再任	監事	山本 大輔	〃
新任	監事	吉田 薫	〃
退任	理事	野瀬井石夫	〃
退任	理事	吉田 清高	〃
退任	理事	吉崎 進	〃
退任	監事	吉崎 正光	〃

・令和4年4月28日定例総会にて役員再任。

変更事由	役職名	氏名	変更年月日
再任	理事	上野 司	令和4年4月28日
再任	理事	滝花 利朗	〃
再任	理事	吉田 清高	〃
再任	理事	吉崎 恭一	〃
再任	理事	坂田 幸治	〃
再任	理事	吉崎 進	〃
新任	理事	大塚 政昭	〃
再任	監事	山本 大輔	〃
再任	監事	吉田 薫	〃

履歴事項全部証明書

京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地
 特定非営利活動法人於与岐みせん

会社法人等番号	1300-05-012073	
名称	特定非営利活動法人於与岐みせん	
主たる事務所	京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地	
法人成立の年月日	平成22年3月1日	
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、過疎化・高齢化のすすむ中、公共交通機関から離隔して生活上の不便にある住民に対して、その経済的負担を軽減しながら、健康増進をはじめとする市民生活上の便益の向上に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 災害救援活動 (5) 地域安全活動 (6) 子どもの健全育成を図る活動 (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 ①道路運送法の規定に基づく過疎地有償運送事業等 ②心の豊かなまちづくり推進及び文化・スポーツ等の振興のための事業 ③災害時等に備える事業 ④子どもの健全育成活動を支援する事業</p>	
役員に関する事項	京都府綾部市於与岐町レダニ3番地 理事 <u>上野 司</u>	平成30年 4月21日重任
		平成30年 5月 1日登記
		令和 2年 4月21日退任
		令和 2年 5月26日登記
	京都府綾部市於与岐町レダニ3番地 理事 <u>上野 司</u>	令和 2年 5月18日就任
		令和 2年 5月26日登記
	京都府綾部市於与岐町レダニ3番地 理事 <u>上野 司</u>	令和 4年 5月18日重任
		令和 4年 6月 1日登記

京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地
特定非営利活動法人於与岐みせん

登記記録に関する 事項	設立	平成22年 3月 1日登記
----------------	----	---------------



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 5年12月22日
京都地方法務局
登記官

中野利彦



みせんバス路線図(令和4年度～)



↑ 於与岐・施福寺地区

弥仙口～(一ノ瀬)～見内～(一ノ瀬)～(上杉)～施福寺～

(上杉)～梅迫～綾部駅～市立病院

↓ 上杉～綾部市街地

全長26.1km



添付（3）

様式第3号

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和6年3月3日

名 称 特定非営利活動法人於与岐みせん
住 所 京都府綾部市於与岐町宮ノ下18番地
代表者の氏名 上 野 司

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人於与岐みせん 代表上野司）が、京都運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の更新登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	吉崎 喜一		普通	1種
2	大塚 政昭		普通	1種
3	上野 司		普通	1種
4	吉崎 恭一		普通	1種
5	坂田 幸治		大型	2種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人於与岐みせん代表 上野司）が、京都運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の更新登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和6年3月3日

住 所 京都府綾部市於与岐町迫田ノ下 33
氏 名 坂田 幸治

運送の主体（申請者名） 特定非営利活動法人於与岐みせん（代表 上野司）

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（於与岐みせんバス）

1. 運行管理・整備管理の体制

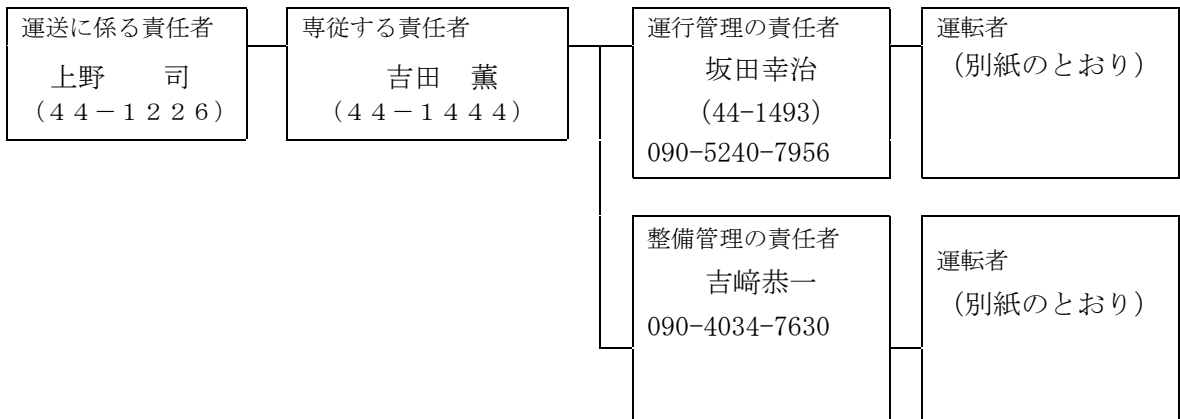
(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	坂田 幸治	京都府綾部市於与岐町迫田ノ下 33			

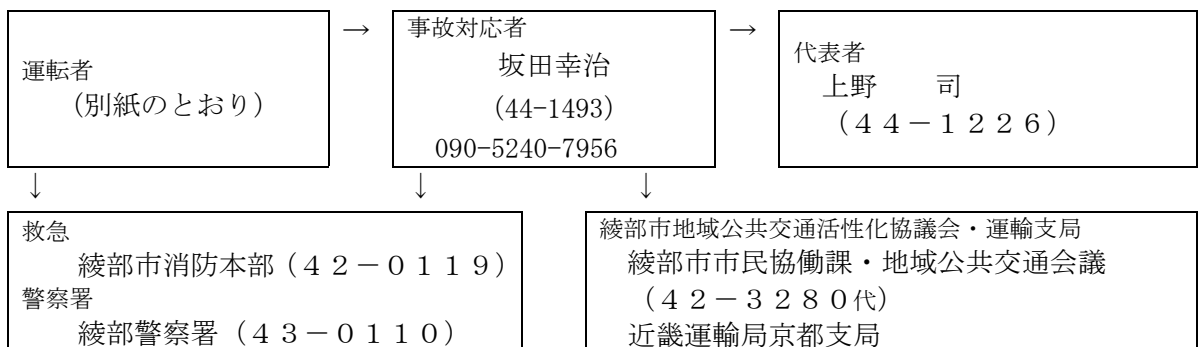
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	吉崎 恭一	京都府綾部市於与岐町田和 18	

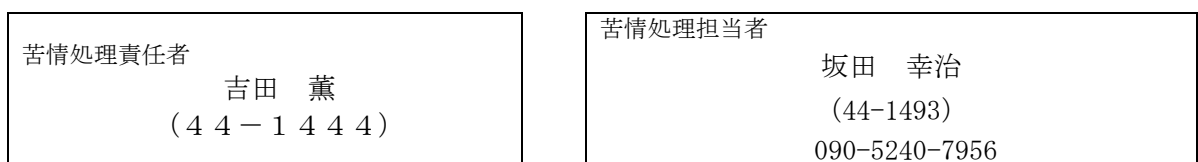
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制

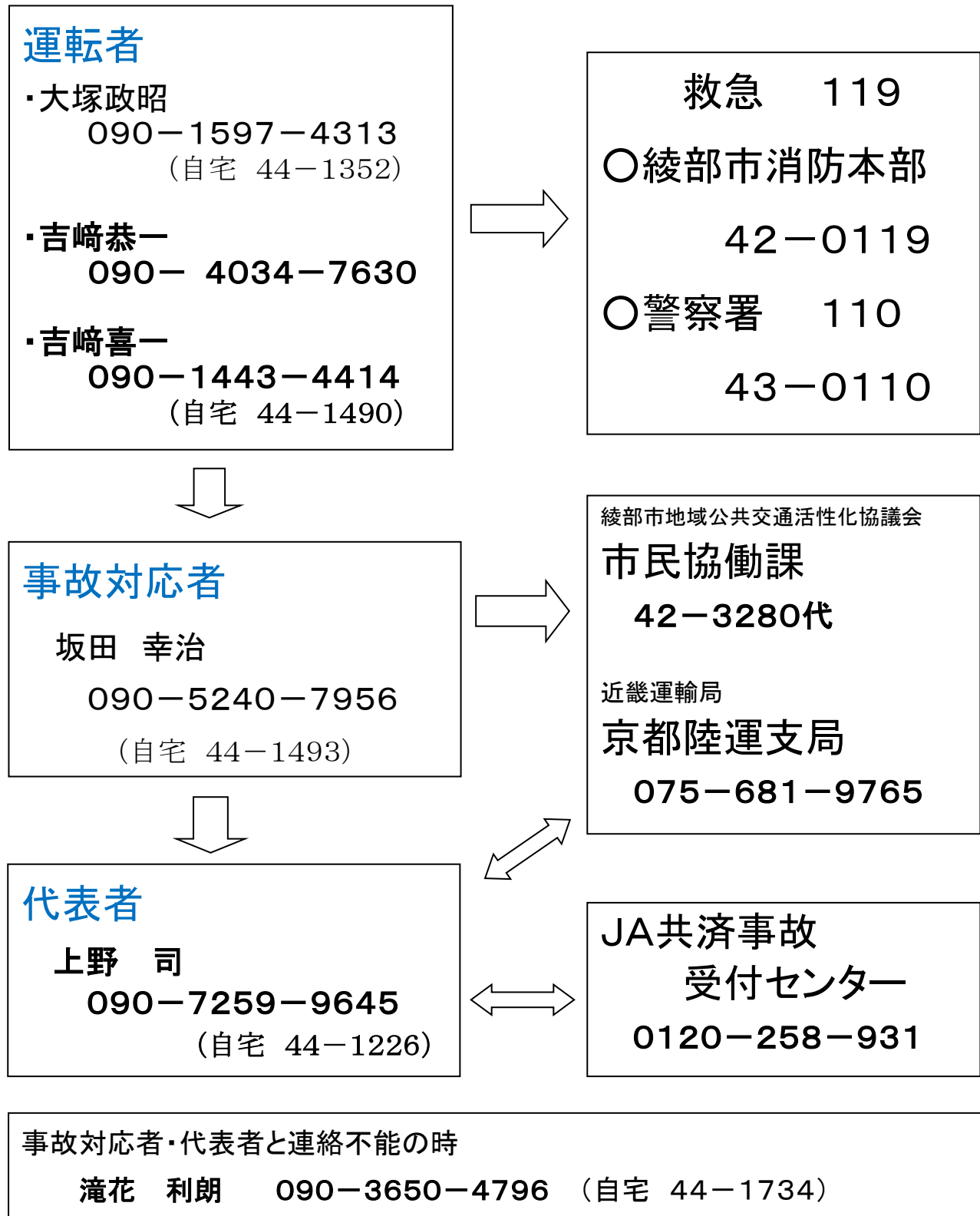


3. 苦情処理体制



事故等緊急連絡体制

交通空白地有償運送「みせんバス」



令和4年4月1日～

「みせんバス」時刻表

運賃

A 区間⇒	A 区間	100円
A 区間⇒	B 区間	200円
A 区間⇒	C 区間	400円

B 区間⇒	B 区間	200円
B 区間⇒	C 区間	300円

C 区間⇒	C 区間	200円
-------	------	------

小学生(全区間)	100円
幼児以下	無料

※運行日

○月・水・金 1日8便

※運休日

○年末年始

12/30～1/3

○5月連休

5/3～5/5

○盆休

8/14～8/16

○祝日

○臨時運休

東八田地区メールマガジン
でお知らせ

市立病院前行

		1便	3便	5便	7便	
(於与岐・施福寺区内)	A 区間	弥 仙 口	8:00	10:00	13:00	15:00
		大又公民館前	8:01	10:01	13:01	15:01
		栖龍寺前	8:04	10:04	13:04	15:04
		中川原公民館前	8:05	10:05	13:05	15:05
		迫田橋	8:06	10:06	13:06	15:06
		弥仙会館前	8:07	10:07	13:07	15:07
		下村公民館	8:08	10:08	13:08	15:08
		口下村	8:09	10:09	13:09	15:09
		上見内	8:14	10:14	13:14	15:14
		見内公民館前	8:15	10:15	13:15	15:15
		口見内	8:16	10:16	13:16	15:16
		上杉交差点	8:21	10:21	13:21	15:21
		施福寺	8:25	10:25	13:25	15:25
		施福寺公民館	8:26	10:26	13:26	15:26
		口施福寺	8:27	10:27	13:27	15:27
		上杉交差点	8:29	10:29	13:29	15:29
(八田区内)	B 区間	東八田小学校前	8:30	10:30	13:30	15:30
		八田診療所前	8:32	10:32	13:32	15:32
		東八田公民館前	8:33	10:33	13:33	15:33
		梅迫郵便局前	8:34	10:34	13:34	15:34
		JA八田支店前	8:39	10:39	13:39	15:39
(市街地)	C 区間	西町2丁目	8:46	10:46	13:46	15:46
		綾部駅南口	8:48	10:48	13:48	15:48
		バザールタウン前	8:51	10:51	13:51	15:51
		市立病院前	8:54	10:54	13:54	15:54

弥仙口行

		2便	4便	6便	8便		
(市街地)	C 区間	市立病院前	9:00	11:00	14:00	16:00	
		バザールタウン前	9:03	11:03	14:03	16:03	
		綾部駅南口	9:06	11:06	14:06	16:06	
		西町2丁目	9:08	11:08	14:08	16:08	
	(八田区内)	B 区間	JA八田支店前	9:15	11:15	14:15	16:15
			梅迫郵便局前	9:20	11:20	14:20	16:20
			東八田公民館前	9:21	11:21	14:21	16:21
			八田診療所前	9:22	11:22	14:22	16:22
			東八田小学校前	9:24	11:24	14:24	16:24
		(於与岐・施福寺区内)	A 区間	上杉交差点	9:25	11:25	14:25
			口施福寺	9:27	11:27	14:27	16:27
			施福寺公民館	9:28	11:28	14:28	16:28
			施福寺	9:29	11:29	14:29	16:29
			上杉交差点	9:33	11:33	14:33	16:33
	口見内		9:38	11:38	14:38	16:38	
	見内公民館前		9:39	11:39	14:39	16:39	
	上見内		9:40	11:40	14:40	16:40	
	口下村		9:45	11:45	14:45	16:45	
	下村公民館前		9:46	11:46	14:46	16:46	
	弥仙会館前	9:47	11:47	14:47	16:47		
	迫田橋	9:48	11:48	14:48	16:48		
	中川原公民館前	9:49	11:49	14:49	16:49		
	栖龍寺前	9:50	11:50	14:50	16:50		
	大又公民館前	9:53	11:53	14:53	16:53		
	弥仙口	9:54	11:54	14:54	16:54		

C 区間⇒	C 区間	200円
C 区間⇒	B 区間	300円
C 区間⇒	A 区間	400円

B 区間⇒	B 区間	200円
B 区間⇒	A 区間	200円

A 区間⇒	A 区間	100円
-------	------	------

※運行日

○月・水・金 1日8便

※運休日

○年末年始 12/30～1/3

○5月連休 5/3～5/5

○盆休 8/14～8/16

○祝日

○臨時運休

東八田地区メールマガジン
でお知らせ

※緊急の問合せ先

090-7259-9645(上野)

0773-44-1226(上野)

0773-44-1734(滝花)

(令和4年3月発行)改訂版

公共交通事業者の人材不足解消のための補助金制度の創設

○綾部市公共交通人材確保補助金 交通計画

- 目 的** 綾部市における持続的な公共交通を確保するため、公共交通事業者が直面する人材不足（ドライバー不足）の課題に対処し、安定した交通サービスを市民に提供するため、市内を運行する公共交通事業所に対して予算の範囲内において補助金を交付
- 補助対象** ウェブ求人サイトを活用して綾部市内を含めた範囲で勤務することを条件として行う求人募集掲載料金
- 補助金額** 対象経費の3分の1かつ1事業所につき年度内30万円を上限
- そ の 他** 採用者については主に市内を運行する公共交通の運転業務に従事させること
虚偽その他不正により補助金の交付を受けた場合は返還を命ずることができる。

○綾部市受験資格特例教習補助金 交通計画

- 目 的** 公共交通事業者が直面する人材不足解消への取り組みとして、若年層の雇用創出を図ることを目的に、補助要件に該当する個人に対して予算の範囲内において補助金を交付
- 補助要件** （1）綾部市内に住民票があり、第二種免許、大型免許及び中型免許を取得希望の19歳以上30歳未満で普通免許等を1年以上保有している者
（2）受験資格特例教習を修了してから1年を経過する日までに市内を運行する公共交通の車両を有する事業所において、ドライバーとして5年以上業務に従事する意思を有する者
- 対象経費** 受験資格特例教習料金
- 補助金額** 対象経費の3分の2かつ20万円を上限
- そ の 他** （1）受験資格特例教習終了後の申請
（2）受験資格特例教習終了後、各車種の免許取得ができなくなった場合、市内を運行する公共交通の車両を有する事業所においてドライバーとして業務に従事する見込みがなくなった場合は、補助金の返還を求めることができる。
（3）申請には保証人が必要

参考資料

6.3 公共交通を支える人材と意識の育成

～公共交通の維持・確保・活性化に向けて、全ての世代や関係者が協働する～

施策	3-1 人材確保対策（人材不足解消）					
目的	運転手の高齢化やなり手不足の解消に向けて、採用に関する広報活動等の連携・支援を行います。					
内容	<p>交通事業者の深刻な人材不足の中、安全・安心で持続可能な交通サービスの維持に向け、綾部市も連携して、公共交通事業者の人材確保に取り組む必要があります。具体的には、タクシー事業者と綾部市が連携して、女性雇用促進の活動実施、求人情報掲載の支援、若手等育成のための支援などに取り組みます。</p> <p>（具体的な事業の項目）</p> <p>短期施策</p> <p>1 運転手体験を含めた企業説明会や中学・高校生向けの職業体験の実施 ：京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会と連携し実施する。</p> <p>2 求人サイトの掲載費用や受験資格特例教習の一部支援 ：運転手の新規採用に向けて、求人掲載サイトの初期費用または掲載費用の一部支援を検討（支援方法や支援内容等を検討）する。 ：令和4年5月の道路交通法の一部改正により、二種免許の受験資格が緩和され、「受験資格特例教習」を修了することにより、年齢が19歳以上で、かつ、普通免許等を受けていた期間が1年以上であれば受験が可能となる。そこで、「受験資格特例教習」の実施教習費用の一部支援を検討する。</p> <p>3 女性タクシー運転手との座談会の実施 ：タクシー業界は女性比率が低いため、実際の職場環境や働き方などが、対象となる女性へ十分に伝わっていない可能性がある。そこで、実際に活躍している女性運転手との座談会を開催し、運転手としての働き方や就業内容を理解いただき、運転手という職業に対する新しい発見やイメージアップ、運転手の新規採用を目指す。</p> <p style="text-align: right;">※京都府北部地域連携都市圏公共交通計画と連携・整合 ※JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画と連携・整合</p>					
実施主体	タクシー事業者、綾部市					
実施期間	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年以降
1	京都府北部地域連携都市圏公共交通活性化協議会と連携し実施					
2	支援方法や支援内容等を検討し、可能な内容から実施					
3	関係者等との協議・調整の上、座談会を実施					

綾部市地域公共交通計画の具体的な施策一覧

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R5重点事業	進捗管理
地域内交通の維持と利便性向上	①-1 あやバスのダイヤやルートの見直し	あやバスのダイヤやルートの見直し	◎	令和5年度第2回活性化協議会で審議、令和6年4月1日から新ダイヤで運行。西坂線と篠田桜が丘線の2路線を綾部駅北口に初めて乗り入れる。
		綾部駅北口のあやバス乗入れ	◎	
		まちなか循環ルートの検討		
	①-2 地域拠点までのラストワンマイル対策	先行事例による地域主体の移動手段導入のための講演会の実施	◎	12月21日にあやべ・日東精工アリーナ研修室にて開催。自治会役員を中心に計25名が参加。
		地域拠点を起終点としたデマンド型の移動手段の導入の検討		
	①-3 駅やバス停の待合環境の向上	バス停の待合環境の整備		
		高津駅のバリアフリー及び周辺の移動円滑化対策		
	①-4 タクシーとの連携による外出支援	運転免許証自主返納者へのタクシーチケットの配布		
		帰宅時間帯の公共交通サービスの確保		
		あやバス区間定期券(学割)の購入者に対するタクシー利用への支援		
①-5 あやバスの維持存続・サービス見直し等に関する基準づくり	綾部市コミュニティバス等 の見直し・新設のガイドライン(仮称)の作成			

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R5重点事業	進捗管理
広域的な連携・交流の強化	②-1 大学生の通学運賃補助の継続実施	綾部市鉄道利用通学費補助金の継続・拡充	◎	令和5年度分として延べ25名に交付。
	②-2 健康長寿定期65の拡充	京都交通での健康長寿定期65の適用の検討	◎	実施に向けて継続して内部で検討。
	②-3 公共交通を使った観光の促進	公共交通による市内観光モデルルートや市外企画旅行の作成	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・京都交通とあやバスを乗り継いで綾部市、福知山市を観光するルートをX（旧ツイッター）で発信。 ・あいトレイン「京都サンガ応援ツアー」を3回実施 ①5月3日(水・祝)14:00～川崎フロンターレ戦 ②5月14日(日)13:30～セレッソ大阪戦 ③5月27日(土)19:00～浦和レッズ戦
		京都市内からの来訪者に対する企画乗車券の開発		

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R 5 重点 事業	進捗管理
公共交通を支える人材と意識の育成	③-1 人材確保対策（人材不足解消）	運転手体験を含めた企業説明会や中学・高校生向けの職業体験の実施		
		求人サイトの掲載費用や受験資格特例教習の一部支援	◎	令和6年度の実施に向けて要綱作成。
		女性タクシー運転手との座談会の実施		
	③-2 モビリティ・マネジメントの実施	自治体職員への公共交通利用促進の働きかけ	◎	市職員向けに情報発信を実施。
		自治体職員を対象としたワークショップの開催	◎	11月6日に若手市職員対象に京都大学松中准教授と田中助教の講演とワークショップを実施。
		あやバス絵画展の実施	◎	応募数は、園児の部 85点、小学生の部 138点、計 223点。入賞作品はあやバス車内に掲示。最優秀作品の4点はバスマスクを作成して、車両前面に掲示。
		児童や高齢者等を対象としたあやバスの乗り方教室の開催	◎	令和5年6月13日高齢者学級に出向き乗り方教室を実施。
		綾部鉄道バスキッズクラブ（仮称）による体験学習等の実施	◎	「まゆピーキッズクラブ」に市内小学1年生から4年生までの計10名が参加。公共交通を利用し天文館パオや福知山鉄道館フクレルに行った。また、令和6年3月にはICOCAを利用して特急列車に乗車し、京都鉄道博物館に行く予定。
		小・中学生を対象とした休日のあやバス無料化の検討	◎	令和6年4月のダイヤ改正に合わせ、中学生以下の運賃無料化（令和5年度第2回活性化協議会で審議済）。
	③-3 あやバスモニター制度の実施	あやバスモニター制度の実施		
③-4 あやバス運転手の接遇サービスの向上	運転手の接遇サービス向上のための研修の実施			
	車内アナウンスの環境整備	◎	令和6年4月のダイヤ改正に合わせて実施調整中。	

基本方針	施策	具体的な事業の項目	R5重点事業	進捗管理
最新の情報技術の活用や情報発信の強化	④-1 情報発信の強化・多様化・周知徹底	最新の情報発信ツールを活用したあやバス情報の発信		
		情報発信の強化	◎	あやべーると SNS を活用し遅延などの運行情報を発信。
	④-2 公共交通のキャッシュレス化（交通系 IC カードシステム等）の拡充	運転免許証自主返納者に対する IC O C A 購入費用補助の実施		
		バスやタクシーでのキャッシュレス化の実施		
	④-3 高齢者向けの公共交通利用教室の実施	スムーズな乗車券等購入のための人員配置強化	◎	乗車券購入が難しい方や混雑時には、駅員が直接機械の操作方法をサポートしている。
		JR 西日本と連携したスマホ教室の開催	◎	今年度 2 回実施し、8 月 18 日は 3 部制で 34 名が、12 月 12 日は 2 部制で 29 名が参加。
	④-4 産官学連携によるデジタル技術等を用いた交通課題解消の研究	あやバスの静的 G T F S 整備及び J R 西日本スマホアプリ (WESTER) との連携	◎	GTFS データを作成し、WESTER に加え、Yahoo などでも経路検索可能となった。
		あやバスの位置情報や遅延情報の発信		
		自動運転や M a a S などの産官学連携による最新技術の導入に向けた研究		